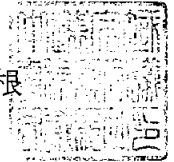


中広事 第 192 号
令和 3 年 3 月 15 日

中遠広域事務組合議会
組 合 議 員 各 位

中遠広域事務組合議会
議 長 寺田 幹根



一宮最終処分場の延長交渉について（ご報告）

標記について、令和 3 年 2 月 1 日開催の中遠広域事務組合議会全員協議会において、一宮最終処分場の延長にかかる交渉経過及び今後のスケジュールについて、管理者から報告があったところですが、このたび森町一宮地区町内会から埋立期間延長の同意がされる運びとの報告がありました。

なお、上記全員協議会でも報告があったとおり、本来ならば本件について組合議会全員協議会を開催し、管理者から組合議員へ報告すべきところですが、首長会議における協議内容の報告を受ける中で、時期的に諸般の事情を鑑み、組合議員の皆さま宛ての文書により報告を行うことと判断しましたので、よろしくお願いたします。

つきましては、下記の報告資料をもって報告させていただきますので、ご確認のほど、よろしくお願いたします。

記

1 報告資料

- ・交渉経過について（報告）
- ・協定書の変更について
- ・【参考】平成 25 年 1 月 29 日締結の変更協定内容の全文（下線部は今回改正箇所）

担当 中遠広域事務組合管理課
井口、戸田
電話 0538-37-4854

交渉経過について(報告)

一宮最終処分場の延長交渉について、地元同意までの経過(表の網掛け部分)について報告するとともに、今後、下表のとおり進める計画となります。

No.	月 日	会議の名称	内 容
1	1月28日	一宮最終処分場対策委員会	組合議会全員協議会の内容説明
2	2月1日	組合議会全員協議会	今後のスケジュール
3	2月2日	一宮地区町内会長・一宮最終処分場対策委員合同会議	中遠広域事務組合の方針説明 今後のスケジュール
4	2月6～7日	地元町内会説明	宮代町内会の組ごとに説明
5	2月9日		各町内会の同意を依頼
6	3月3日		各町内会の同意
7	3月12日	首長会議	同意の報告 協定変更案の協議
8	3月16日	一宮地区町内会長・一宮最終処分場対策委員合同会議	結果報告
9	3月28日	協定変更協定書調印式	調印(管理者、一宮地区町内会長、森町長)

協 定 書

中遠広域事務組合 管理者（以下「甲」という。）と周智郡森町一宮地区町内会長連絡協議会会長、一宮地区町内会長（以下「乙」という。）及び周智郡森町長（以下「丙」という。）は、中遠広域事務組合が森町一宮地区字坊ノ谷口及び坊ノ谷に建設する一般廃棄物最終処分場の施設設備及び維持・管理等について、次のとおり協定を締結し、相互の理解と信頼をもって忠実に履行されることを確認し、この協定を取り交わす。

記

【基本的事項】

1. 処分場は、周囲の自然環境や地域の生活環境を十分に配慮する。
2. 施設は最新鋭の技術を導入し、遮水工、浸出水処理施設等を建設する。又、環境汚染を防止するため検査体制の万全化を図る。
3. 埋立期間は、16年（平成34年12月31日まで）とする。ただし、埋立期間内において、最終埋立計画容量に達した場合は、その時点で埋立を終了する。
4. 埋立完了後の跡地利用については、地元と十分協議し、有効利用を図る。

（搬入物及び埋立方法）

第1条 埋立地に搬入するものは、廃プラスチック類、ガラス類、陶磁器屑、金属屑、ガレキ類及び焼却灰等の一般廃棄物で、中遠地区市町（磐田市、袋井市、森町）が収集又は許可したもの及び中遠広域事務組合が許可したものに限る。

第2条 埋立方法は、即日覆土とサンドイッチ工法（ごみの上に土を覆土）で対応する。又、臭気、飛散対策はコンカバー（のり状の廃紙を吹き付ける）等で対応する。

（施設設備）

第3条 甲は、浸出水処理施設の設置について、次のとおりとする。

1. ダイオキシン分解設備の処理方式は、促進酸化法とする。
2. 塩希釈について、渇水期の対応を考慮するとともに、万一塩害が出た場合の脱塩処理設備の設置スペースを確保する。
3. 浸出水調整池を地下方式（施設との一体方式）とする。最悪でも地下とする。

第4条 甲は、放流水の安全性をチェックするため、放流水を使用した生け簀を設置する。

第5条 甲は、処分場の構造について、耐震性を考慮した基礎工事及び二重シートの施工や有効な漏水検知システムを導入し、施設の強化と安全を図る。

内容の全文（下線部は今回改正箇所）

組合議会全員協議会資料
中遠広域事務組合作成
令和3年3月15日（月）

（維持管理）

第6条 甲は、住民の生活環境及び自然環境を保全するため、公害（放流水、騒音、悪臭等）が発生しないよう、廃掃法等の関係法規を遵守する。

（排水基準）

項 目	計 画 水 質
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/ℓ以下
化学的酸素要求量（COD）	10mg/ℓ以下
浮遊物質（SS）	10mg/ℓ以下
ダイオキシン類	1.0pg-TEQ/ℓ以下

第7条 甲は、浸出水処理施設の供用開始後、公害法規の基準による検査を行うとともに、その結果を毎月、一宮地区町内会長連絡協議会会長へ書面で報告するものとする。

第8条 乙は、必要に応じ、甲の施設に立ち入って調査を行うことができるものとする。

第9条 乙は、第6条及び第7条による結果に基づいて、必要に応じ、甲に対し改善を提言し、甲は、誠意をもってこれに対処するものとする。

第10条 甲は、施設の供用開始後に、その故障または不測の事故により公害が発生するおそれが生じたときは、供用を停止し、ただちに応急措置を講じ、復旧に努めるとともに、乙に対しその内容を報告しなければならない。

2 甲は、施設の供用によって、公害及び第3条2.で規定する塩害が発生したときは、ただちに供用を停止し、その補修改善等適切な措置を講じ、支障がないことを甲、乙で確認のうえ供用を再開するものとし、甲はその際生じた損害について補償しなければならない。

3 甲は、埋立て完了後において、当該施設によって起因する公害が発生したときは、その損害について補償しなければならない。

第11条 丙は、上記各条項について、適切な指導助言を行うことができるものとする。

第12条 その他、協議を必要とする事項については、その都度甲、乙、丙協議の上決定するものとする。

以上

(第3種郵便物認可)

報 2021. 3. 30



最終処分場の使用延長合意

森町と中遠広域事務組合

26年末まで

森町一宮にある中遠広域一般廃棄物最終処分場（写真）が二〇二二年末に使用期限を迎えるのを前に、処分場を運営する中遠広域事務組合と森町は、処分場の地元自治会と二十八日、使用期限を二六年末までに延長する協定を結び、調印した。

処分場は磐田、袋井両市と森町の家庭から出るごみの焼却灰やがれきを埋め立てている。期限後は磐田市が候補地を用意することになっていたが、市内での用

地交渉が難航。処分場の埋め立て率が一九年度末で53%と余裕があることから、組合と森町は使用延長を地元で要請していた。調印式が森町一宮総合セ

ンターであり、地元自治会の七人と太田康雄森町長、組合管理者の渡部修磐田市長が出席し、協定書を取り交わした。

調印に先立ちあいさつした渡部市長は「これ以上の延長はない」と明言した。

組合事務局によると、二六年末の埋め立て率を75%と見込んでいる。今後、ごみ処理をする民間業者への委託準備を進める。

（宮沢輝明）

2039 21
4 22/12
5 17
6 24
7 25
8 26